

日進市避難所運営マニュアル

避難所を運営するための 6つの基本方針

- 1** 避難所では、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための支援を提供します。
- 2** 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。
- 3** 避難所の運営は、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）の自主運営を原則とします。
- 4** 避難所の運営は、男女共同参画の視点や、特に配慮を必要とする人への支援に配慮して取り組みます。
- 5** 避難所は、地域や市災害対策本部と連携し、避難所以外の場所に滞在する被災者へも支援を提供する拠点として機能することをめざします。
- 6** 避難所の後方支援は、市災害対策本部が主に行います。

1 避難所では、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための支援を提供します。

- ・避難所は、災害から命を守るために安全に避難できる場所を提供します。
- ・避難所は、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水、ガスなどライフラインの機能が低下して住家での生活が困難になった人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）が生活できるよう、必要な支援を行います。
- ・避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。

生活場所の提供 水・食料、飲料の提供 衛生的環境の提供 生活・再建情報の提供

- ・生活支援を適切に行うため、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）の情報を、家族（世帯）単位で登録します。
- ・安否確認のための個人情報は、事前に公開の可否を確認し公開してもよいとした人の分のみ公開します。

2 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。

- ・避難所は、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めるため、地域のライフラインの復旧状況に合わせて統廃合などを行います。
- ・避難所閉鎖後は、住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受け入れ施設へ移動します。

3 避難所の運営は、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）の自主運営を原則とします。

- ・避難所の運営を、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）が自主的に行うことができるよう、避難所を利用する地域住民の代表者（区や自治会、自主防災組織、民生委員、家推など）や市職員、施設管理者などで構成する委員会を設置し、運営に関わる事項を協議し、決定します。
- ・避難所では、人々の負担ができるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所でのルールを遵守します。
- ・避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢、性別、国籍などに関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人が避難所の運営に参画できるよう、交替や当番などにより対応することとします。
- ・避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）は、受け入れた部屋やブロック（10世帯程度）ごとに「組」を組織し、避難所の運営に参加します。

4 避難所の運営は、男女共同参画の視点や、特に配慮を必要とする人への支援に配慮して取り組みます。

- ・男女のニーズの違いや性別に配慮した避難所運営を行えるよう、運営組織の構成員には男女共に参加します。
- ・避難所においても、できるだけプライバシーが確保できるよう努めます。
- ・生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、高齢者、障害のある人、病気やアレルギー疾患のある人、妊産婦、乳幼児、女性、子ども、外国人など、特別な配慮を必要とする人には、必要に応じて優先順位をつけ個別に対応します。

5 避難所は、地域や市災害対策本部と連携し、避難所以外の場所に滞在する被災者へも支援を提供する拠点として機能することをめざします。

- ・避難所は、地域の被災者に対する支援拠点として、区や自治会など地域と連携し、避難所で生活している人だけでなく、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても水・食料・物資などの必要な支援を提供します。
- ・必要な支援を受けるために、避難所以外の場所に滞在する被災者も避難所に支援を申し出、情報を登録します。
- ・規模などの面からすべての避難所で避難所以外の場所に滞在する被災者への十分な支援が困難な場合には、地域によっては特定の区域内の一部の避難所を支援の拠点（以下「地域支援拠点」という）として位置づけ、避難所以外の場所に滞在する被災者への支援を行う班を設けて対応するという方法も考えられます。

・地域支援拠点となる避難所は、市、地域住民、施設管理者であらかじめ協議し、必要に応じて位置づけます。

- ・地域支援拠点となる避難所の選定にあたっては、避難所以外の場所に滞在する被災者へ提供する食料、物資も含め保管する場所を確保できる規模であることや、支援可能な区域を考慮します。
- ・一つの地域支援拠点が支援対象とする区域は、小学校区程度を目安とし、避難の状況や地域の実情に応じて設定します。

6 避難所の後方支援は、市災害対策本部が主に行います。

- ・避難所は、被災者に提供する水・食料、物資などの供給を受けるため、市災害対策本部と定期的に連絡をとります。
- ・避難所では、市災害対策本部を通じて派遣された保健師、福祉部門や衛生部門の職員や職能団体などの支援を受け、被災者の心身の健康の確保を支援します。
- ・避難所は、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援などを行う地域の支援拠点施設として機能するよう、市災害対策本部と連携します。

以上が6つの基本方針となります。次回は初動期についてお話しします。